防災・減災、国土強靱化の推進に関する意見書

我が国は、地震、台風、豪雨等の自然災害が発生しやすい環境にあり、本年に おいても、令和2年7月豪雨による水害・土砂災害等により多くの尊い命が奪 われるなど、甚大な被害が生じている。

こうした中、国は、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、令和 2年度までの3年間で集中的に実施することとして「防災・減災、国土強靱化 のための3か年緊急対策」を取りまとめ、国と地方が一体となってその取組を 迅速に進めているところである。

本市においても、大規模自然災害から市民の生命を守るため、復興拠点となる市役所新庁舎の建設を進めているところである。今後も、中部国際空港の二本目滑走路や、同空港へのダブルネットワークを構築する西知多道路等の道路網の整備に加え、河川・海岸堤防や港湾施設の機能強化など、防災・減災、国土強靱化については引き続き中長期的な視点から取り組む必要がある。また、急速に進む施設の老朽化に計画的に対応していくことも、安全・安心な社会の構築に必要である。

こうした状況を踏まえ、本市議会は、国に対し、防災・減災、国土強靱化の推進について、次の通り強く要請する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」の実施終了後も中長期的な視点に立った対策を実施できるよう、抜本的な河川改修や代替性を確保するための道路ネットワークの整備及び予防保全への転換に向けたインフラ老朽化対策など対象事業を拡充した上で、5カ年以上の計画を策定し、必要となる予算を安定的に別枠で確保すること
- 2 この対策に伴う地方負担分については、令和2年度末が期限とされている 「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」を延長するなど、十分な地方財 政措置を確実に講ずること
- 3 頻発する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月8日

愛知県常滑市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣·内閣府特命担当大臣(防災)